

■ 4条1項11号

不服 2021-002293

<本願商標>

「美養青汁」（標準文字）

第5類「青汁を配合してなるサプリメント」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「美葉青汁」（標準文字）

第29類「大麦若葉を主原料とする粉末状・錠剤状・顆粒状・粉状・カプセル状・液状の加工食品、その他の緑黄色野菜を主原料とする粉末状・錠剤状・顆粒状・粉状・カプセル状・液状の加工食品、粉末状の調理用青汁のもと、その他の調理用青汁」及び
第32類「粉末状の飲料用青汁のもと、液状の飲料用青汁のもと、液状の飲料用青汁」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「美養青汁」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「青汁」の文字部分は、「緑色の汁。ケールなど緑色の生野菜をしぼった汁。」（広辞苑第7版）の意味を有する語であり、本願商標の指定商品との関係において、当該商品の原材料又は品質を表したものと認識、理解するというべきであるから、自他商品の識別機能を有しない又は極めて弱いものであり、該文字部分からは、商品の出所識別標識としての独立した称呼、観念は生じないものと認められる。

他方、「美養」の文字部分は、辞書に載録された成語とは認められないものであつて、特定の観念は生じないものの、これを構成する「美」と「養」の文字は、いずれも平易、常用、かつ一般人にとって観念を容易に想起し得る漢字であり、また、2文字程度の漢字を組み合わせた単語について、これを構成する文字からその意味を理解することも通常のことであるから、当該文字部分は、「美」と「養」から生じる観念を組み合わせた、「美を養う」程の漠然とした意味合いを連想、想起させ得るものであるところ、本願商標の指定商品との関係において、商品の品質等を表すものと認識させるものではない。

そうすると、本願商標は、その構成中の「美養」の文字部分が、取引者、需要者に対して商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものということができ、該文字部分を要部として抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標の類否判断することも許されるというべきである。

したがって、本願商標は、要部である「美養」の文字部分に相応した「ビヨウ」又は「ミヨウ」の称呼をも生じ、「美を養う」程の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「美葉青汁」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「青汁」の文字は、上記(1)と同様に、引用商標の指定商品との関係において、当該商品の原材料又は品質を表したものと認識、理解するというべきであるから、自他商品の識別機能を有しない又は極めて弱いものであり、該文字部分からは、商品の出所識別標識としての独立した称呼、観念は生じないものと認められる。

他方、「美葉」の文字部分は、辞書に載録された成語とは認められないものであって、特定の観念は生じないものの、これを構成する「美」と「葉」の文字は、いずれも平易、常用、かつ一般人にとって観念を容易に想起し得る漢字であり、また、2文字程度の漢字を組み合わせた単語について、これを構成する文字からその意味を理解することも通常のことであるから、当該文字部分は、「美」と「葉」から生じる観念を組み合わせた、「美しい葉」程の漠然とした意味合いを連想、想起させ得るものであるところ、引用商標の指定商品との関係において、商品の品質等を表すものと直ちに認識させるものであるとはいえない。

そうすると、引用商標は、その構成中の「美葉」の文字部分が、取引者、需要者に対して商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものということができ、該文字部分を要部として抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標の類否判断することも許されるというべきである。

したがって、引用商標は、要部である「美葉」の文字部分に相応した「ビヨウ」又は「ミヨウ」の称呼をも生じ、「美しい葉」程の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

以上を踏まえて、本願商標の要部である「美養」の文字部分と、引用商標の要部である「美葉」の文字部分とを比較すると、両者は、ともに2字からなるところ、第1文字の「美」を共通にするものの、それに続く「養」と「葉」の文字との間に、旁(つくり)や偏(へん)の共通性はなく、その相違は大きいから、外観上判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、両者は、「ビヨウ」又は「ミヨウ」の称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、本願商標の要部からは「美を養う」程の観念が生じるのに対し、引用商標の要部からは「美しい葉」程の観念が生じるものであるから、両者の観念は相違するものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、それぞれの要部において、称呼を共通にすることも、外観において明確に区別することができ、観念自体も相違するものであるから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に勘案すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、その指定商品の類否について検討するまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「美養青汁」と引用商標「美葉青汁」は、それぞれの要部となる「美養」及び「美葉」において、称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別することができ、観念自体も相違するものであるから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合的に勘案すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である、と判断されました。

本審決に接しての第一印象としては、以前に本ページで紹介した『13. 「健幸習慣」と「健康習慣」は類似？』の審決と同様の違和感を覚えました。すなわち、本願商標と引用商標の称呼の共通性を、外観及び観念の差異が凌駕しているとは、当職には思えませんでした。

たしかに、審決の言うように、両商標の外観上の差異である「養」と「葉」に旁（つくり）や偏（へん）の共通性はありません。しかし、いずれの文字も画数が多く、決してシンプルな構成ではないですし、「美養青汁」と「美葉青汁」を全体として文字のかたまりのように見れば、かなり紛らわしいように感じるのは当職だけでしょうか。

また、サプリメントのような商品についての商標の場合、需要者がまず記憶するのは称呼であり、その上で、それに対応した外観を併せて記憶するというプロセスを経るのが一般的ではないかと思えます。そして、それが既成語ではない場合には、外観については、漠然としたイメージで記憶するという傾向が強くなるものではないでしょうか。

本事件では、辞書に掲載されていないような「美養」や「美葉」の語は、基本的には造語と考えられるべきものでしょう。そうすると、「ビヨウアオジル」という称呼と、一般的に目に付きやすい一文字目の「美」の漢字は記憶に残りやすいように思われますが、二文字目までをしっかりと認識した上で、同種の商品に使用された両商標を正しく分別できる需要者がどれほどいるかは疑問です。

なお、造語と考えられる「美養」や「美葉」について、審決の言うような観念が生じるというのも、少々強引であるように思います。

近年の商標の類否に関する審決では、「総合して全体的に考察すると非類似」という判断が乱発されていますが、このような判断手法が本当に商標法の趣旨に沿うものであるのか、そろそろ本格的に見直すべきではないかと、個人的には思う次第です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2021年11月18日 >